

棚田カード関連ロゴマーク等の使用規約

制定 令和2年10月29日 2農振2011号

1. 目的

棚田カードプロジェクトの取組を推進することを目的として、棚田カード関連ロゴマーク等（以下、「ロゴマーク」という。対象は別紙のとおり。）の使用について必要な事項を定めます。

2. 棚田カードプロジェクトの趣旨

棚田カードの配布を通じ、国民に棚田の魅力を発信し、棚田への訪問を促すきっかけとするとともに、「棚田に恋」をキャッチフレーズに、棚田地域の活性化を応援する取組を推進します。これらの取組を推進することにより、地域が一体となって地域振興の方向性を考えるきっかけや、都市住民等を交えた持続的な棚田の保全及び地域振興の一助となることを期待しています。

3. 使用の基準

- (1) ロゴマークの管理は、農林水産省農村振興局農村政策部地域振興課長（以下「管理者」という。）が行います。
- (2) ロゴマークの著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第17条第1項に規定する権利並びに第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は農林水産省に帰属しており、無断で使用することはできません。
- (3) 紙媒体、インターネットその他状況を問わず、ロゴマークを使用する場合は、使用許可申請の対象となります。
- (4) 次のいずれかに該当する場合は、使用許可申請なくロゴマークを使用することが可能です。なお、いずれも棚田カードプロジェクトの趣旨に沿って非営利目的で使用する場合に限りです。
 - ・国及び地方公共団体が使用するとき
 - ・管理者が別に定める「全国棚田カード作成要領」に従って棚田カードを作成している棚田において、当該棚田の保全に関わる個人、法人、団体、保存会、協議会等が使用するとき
 - ・報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき
- (5) 次のいずれかに該当する場合は、ロゴマークを使用することはできません。
 - ・棚田カードプロジェクトの趣旨に沿わない場合
 - ・特定の政治、思想、宗教の活動と結び付けて使用する場合
 - ・法令又は公序良俗に反するような方法で使用する場合
 - ・本規約に反して使用する場合
 - ・その他管理者が不適切と判断する場合
- (6) ロゴマークを使用する場合は、書式の変更、色彩の変更、変形等を行うことはできません。
- (7) ロゴマークを使用した表現及び表示については、使用者はその責任で、関係法令等を遵守の上、十分に留意しなければなりません。なお、使用に関するクレーム等については、農林水産省は一切責任を負わないものとします。

4. 使用許可申請

- (1) 3.（4）に該当する場合を除き、ロゴマークを使用しようとするときは、「棚田カード関連ロゴマーク等使用許諾申請書」（様式1）を管理者に提出してください。使用許諾申請の内容を審査の上、管理者から審査結果を通知します。

- (2) 使用目的又は使用方法について変更しようとするときは、あらかじめ、「棚田カード関連ロゴマーク等記載事項変更許諾申請書」(様式2)を管理者に提出してください。変更許諾申請の内容を審査の上、管理者から審査結果を通知します。
- (3) 氏名、住所又は連絡先(法人又は団体の場合は、その名称、所在地、代表者名又は連絡先)に変更があったときは、遅滞なく、「棚田カード関連ロゴマーク等記載事項変更届出書」(様式3)を管理者に提出してください。
- (4) ロゴマークの使用を廃止したときは、「棚田カード関連ロゴマーク等使用廃止届」(様式4)を管理者に提出してください。

5. 遵守事項

- (1) ロゴマークを使用する際は、関係法令及び本規約を遵守するとともに、ロゴマークの品位を損なうことのないようにしてください。
- (2) ロゴマークの使用に要する費用は、第三者との係争、審判、訴訟等に要した費用を含め、使用者が負担するものとします。
- (3) ロゴマークの使用者は、ロゴマークの使用に起因して第三者に損害を与えた場合には、これに対し全ての責任を負うものとします。
- (4) ロゴマークの使用者は、管理者が要請する場合には、ロゴマークの使用実態の報告等を行わなければなりません。

6. その他

- (1) ロゴマークの使用者が本規約に違反した場合、その他、管理者が不相当と認める場合(使用を許諾する前に生じたものを含む。)には、管理者は、是正のための措置又は許諾の取消しを行うことができるものとし、これに起因する損害について一切の責任を負わないものとします。
- (2) 本規約の解釈は、管理者が決定します。

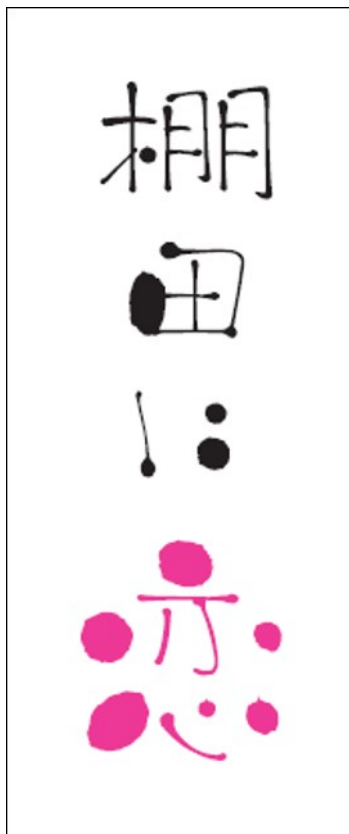
7. 規約の改訂

- (1) 本規約は、事前の通知なく、必要に応じて改訂される場合があります。
- (2) 管理者が本規約を改訂し、利用条件を変更した場合は、既に許諾を行った利用に関しても変更後の規約及び利用条件を適用します。
- (3) 本規約の改訂により使用者に不利益が生じた場合にあっては、農林水産省は一切の責任を負わないものとします。

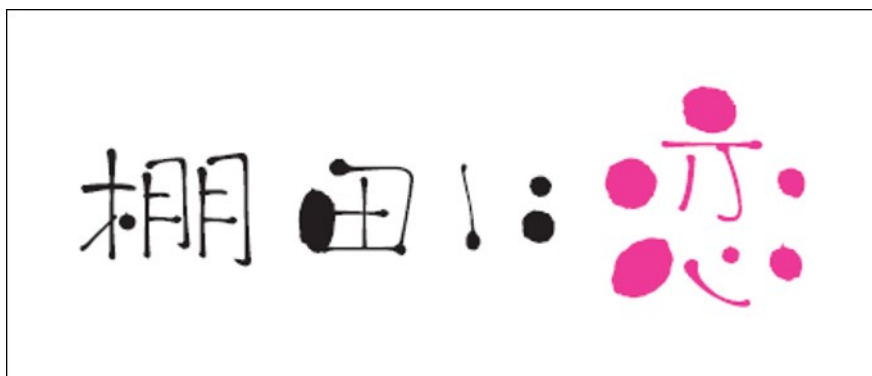
別紙 棚田カード関連ロゴマーク等

<棚田に恋 ロゴマーク>

【縦】



【横】



<棚田に恋 イメージ>

【vol.1】



棚田！：恋

